

一般社団法人日本内分泌学会

関東甲信越支部規約

(総則)

第 1 条 本会は一般社団法人日本内分泌学会(以下、本学会)定款ならびにその細則に基づき、日本内分泌学会関東甲信越支部(以下、本支部)と称する。

第 2 条 本支部の事務局を支部幹事会の指定する場所に置く。

(目的)

第 3 条 本支部は関東甲信越地方における内分泌代謝に関する診療および研究の発展ならびに内分泌学の地域の活性化と啓発とともに本学会会員の生涯教育を行うことを目的とする。

(支部会員)

第 4 条 本支部は関東甲信越地方(群馬・栃木・茨城・埼玉・東京・千葉・神奈川・山梨・長野・新潟の 10 都県)に在住する支部会員および賛助会員よりなる。本支部会員は日本内分泌学会会員を兼ねなければならない。

第 5 条 賛助会員は本支部会の目的に賛同し、賛助会費を納入した個人または団体とする。

(支部役員)

第 6 条 本支部会に以下の役員をおく。

支部長	1 名
副支部長	2 名
支部事務局長	1 名
支部幹事	15 名以上 30 名まで
支部日本内分泌学会生涯教育部会委員	2 名
支部監事	2 名

(支部役員を選任)

第 7 条 支部幹事は支部評議員による互選と支部長の推薦により選出される。

第 8 条 支部長、副支部長、支部事務局長、支部監事は支部幹事会において選出され、支部評議員会、支部総会の承認を得る。

第 9 条 支部日本内分泌学会生涯教育部会委員(以下、生涯教育部会委員)として臨床 1 名、基礎 1 名を支部幹事会で選出し、支部評議員会、支部総会の承認を得る。支部生涯教育部会委員は副支部長、支部事務局長を兼任することが出来る。

(支部役員の職務)

第 10 条 支部長は本支部の一切の業務を総括し、支部を代表する。

第 11 条 副支部長は支部長を補佐する。

(支部役員の任期)

第 12 条 支部幹事、支部事務局長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

第 13 条 支部長、副支部長、支部生涯教育部会委員、支部監事の任期は 2 年とし、再任は妨げないが、原則として 2 期までとする。

第 14 条 支部役員は満 65 歳の誕生日を迎えた年度末をもって任期を満了する。

(支部幹事会)

第 15 条 支部幹事会は支部長が招集し、その幹事会は支部長、副支部長、支部事務局長、支部幹事、支部生涯教育部会委員から構成される。支部幹事会の議長は支部長とし、支部の運営に必要な事項を討議する。

第 16 条 支部監事はオブザーバーとして支部幹事会に出席し、支部幹事会を監査する。

(支部評議員会)

- 第 17 条 支部評議員は本学会の評議員とする。支部評議員は支部評議員会を組織する。
- 第 18 条 支部評議員会は支部長が招集し、支部評議員会の議長は支部学術集会長が兼ねる。支部評議員会は年 1 回開催される支部学術集会の総会に先立って開催する。
- 第 19 条 支部評議員会は支部幹事会の諮問事項、その他本支部会の運営に関する事項を審議し、議決する。
- (支部総会)
- 第 20 条 条支部総会は支部学術集会時に開催する。支部総会の議長は支部学術集会長が兼ねる。支部総会は支部幹事会、支部評議員会の審議事項を議決する。
- (支部学術集会)
- 第 21 条 条本支部の学術集会は年 1 回開催する。
- 第 22 条 支部学術集会の会長の選出は支部評議員の中から、支部幹事会が推薦し会長候補選出委員会が選考し、支部幹事会、支部評議員会、支部総会の承認を得ることを原則とする。会長候補選出委員会は、支部長、支部事務局長、現会長および次期会長の 4 名で構成される。
- 第 23 条 学術集会において発表する者は本支部会員である事が望ましい。
- 第 24 条 支部会長賞を別途定める細則に従って、一般演題の中から選出し、表彰する。
- (各県の地方組織)
- 第 25 条 現在各県で運営されている種々の内分泌代謝関連の学術集会を、原則として一般社団法人日本内分泌学会関東・甲信越支部主催、共催あるいは後援の形にするように努める。
- (賛助会費の徴収)
- 第 26 条 賛助会費は支部長、副支部長、支部幹事が徴収し、支部事務局長が管理する。
- (会計)
- 第 27 条 年度会計は支部監事の監査を経た後に支部評議員会ならびに支部総会に諮り、承認を得る。
- 第 28 条 会計年度は毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終了する。
- (規約の改定)
- 第 29 条 本規約の改定は支部幹事会での過半数以上の賛同を経て行い、支部評議員会および支部総会の承認を得る。

付則 本規約は平成 13 年 2 月 10 日より施行する。

本改正は平成 22 年 7 月 2 日より施行する。

改訂：2015 年 9 月 26 日

日本内分泌学会 関東甲信越支部 会長賞 選考細則

- (目的)
- 第 1 条 内分泌代謝学の地域活性化と実地医療への貢献ならびに地域人材の育成を図る。
- (選考方法)
- 第 2 条 座長およびディスカッサントが中心となり、各セッションから優秀演題を選出する。
- 第 3 条 会長及が中心となり会の終了後、支部長と協議の上選考し、2～3 題を会長賞として選出する。
- (賞状及び副賞)
- 第 4 条 賞状と副賞(交通費相当)を授与する。
- (細則の改定)
- 第 5 条 本支部の幹事会で行う。

付則 本規約は平成 13 年 2 月 10 日より施行する。